

政策の名称 (日本語) 安徽省「新型コロナウイルス肺炎の発生状況に対応する中小企業の平穩かつ健康な發展を支持する若干の措置」  
 政策の名称 (中国語) 关于应对新型冠状病毒肺炎疫情支持中小微企业平穩健康发展的若干措施  
 政策原文 (中国語) <http://fgw.sh.gov.cn/fzgggz/qlfkyqqcbw/ggzc/pd/37673.htm>

表 安徽省「新型コロナウイルス肺炎の発生状況に対応する中小企業の平穩かつ健康な發展を支持する若干の措置」に関する主な内容

第一部分：金融支援強化	製造業、小企業などの重点分野における貸付支援を強化し、疫病の影響で一時的に困難に直面している企業、特に小企業に対して、銀行金融機関は盲目的に貸付を引き出したり、貸付をやめたり、貸付を押しつけないようにし、期限付き貸付を延長したり、あるいは元金の返済なしの継続貸付を奨励し、中央再貸付の関連政策を実施し、さらに50億元の再貸付額を手配する。オンライン業務の処理に力を入れ、省内の疫病予防とコントロールに重点を置いて企業の貸付需要を保障し、銀行金融機関は早急に対応すること。
第二部分：安定雇用強化	疫病防止期間中に新たに雇用を発生する小企業に対し、新たに12ヶ月以上の労働契約を締結した人員の数に基づき、就業補助金により一括で補助金を支給する。企業の失業保険料のリストラ率を前年度の全国調査失業率抑制目標の5.5%に緩和し、保険加入者30人以下の中小企業に対し、人員削減率は企業の保険加入者総数の20%を超えないまで緩和する。
第三部分：企業負担軽減	国有企業の経営用不動産又は財産権を行政事業体の不動産を賃貸する中小企業に対しては、3ヶ月間の家賃を免除する。国家税収優遇政策を実施し、地方の関連税金を減免し、疫病の原因で正常生産経営活動に重大な影響を与えられた企業の場合、不動産税、都市土地使用税の減免を申請することができる。中小企業の電気、ガス、物流などのコストを下げ、工業用電気価格は国の政策によって適時に調整し、工業用水価格、天然ガス価格はいずれも10%値下げし、期限は3ヶ月間とする。
第四部分：サービス保障強化	疫病状況の予防・コントロールの重点物資の生産及び産業チェーンの上、下流企業の再生産と増産の拡大を支援し、規定に従って補助金を支給する。企業が疫病の発生期に多く生産する重点医療物資に対して、各級政府は全額保管する。企業信用の修復をしっかりと行い、企業の不可抗力による軽微な行政違法行為に対しては、行政処罰措置を慎重に実行する。疫病予防治療に専門的に使われる輸入薬品、消毒品、防護用品、医療機器などに対して、素早く通関手続きを行い、疫病物資の通関遅延をゼロにする。

(出所) 安徽省の発表内容を基にジェトロが整理

Copyright © 2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政策の名称  
(日本語) 安徽省市場監督管理局「企業の操業再開を支持する若干措置」  
政策の名称  
(中国語) 安徽省市场监管局印发《关于支持企业复工复产若干措施》  
政策原文  
(中国語) <http://amr.ah.gov.cn/xwdt/siyw/934391.html>

表 安徽省市場監督管理局「企業の操業再開を支持する若干措置」に関する主な内容

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業告知承諾制の実施や行政許可応急グリーン通路の開通、品質技術サービス扶助の強化など計11項目38条からなる支持策。</li><li>・ 新型コロナウイルス防止期間中に、食糧加工品・澱粉製品等低リスク食品の生産許可書新規申請や特殊設備生産許可証の交換が必要な企業、疫病予防用技術設備の増設需要がある検査機関などは書面告知承諾、遠距離評価審査、専門家書類審査等を通じて業務を進行する。</li><li>・ 疫病予防製品生産企業の工業製品生産許可審査手続きを簡素化し、二類医療機器登録応急申請する企業に専門員をつけてオンライン指導・審査を行う。疫病救急医療機構、疫病予防物資生産企業及びターミナルなどにある特殊設備の応急検査を保障し、操業再開した企業の特殊設備を優先に検査を行う。</li></ul>
--	--

(出所) 安徽省市場監督管理局の発表内容を基にジェトロが整理

Copyright © 2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政策の名称 (日本語) 安徽省、新型コロナウイルス対策に対応し、秩序ある生産操業再開と実体経済発展を支持する政策リスト

政策の名称 (中国語) 安徽省应对疫情有序推动企业复工复产支持实体经济发展政策清单

政策原文 (中国語) [https://www.thepaper.cn/newsDetail\\_forward\\_6152980](https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_6152980)

表 安徽省「新型コロナウイルス対策に対応し、秩序ある生産操業再開と実体経済発展を支持する政策リスト」のうち、財政支援策61条の内容

第1条	①疫病予防抑止物資生産企業の生産拡大を支援し、技術改造による生産能力向上の重点生産企業に対し、生産能力が達した後、増設した設備に投資額の50%を一時補助する。省疫病予防応急総合指揮部が直接調達を行う企業の新購入設備にも補助をつける。(皖政弁明電〔2020〕6号、省経済情報化庁、省財政庁)
第2条	重点疫病予防抑止物資の産業チェーンを健全化し、産業チェーンの川上下企業の名簿管理を行う。名簿に記載され、疫病予防抑止関連技術改造プロジェクトを行った企業の新購入設備に対し、投資額の20%の一時補助をつける。(皖政弁明電〔2020〕6号、省経済情報化庁、省財政庁)
第3条	1月1日から、生産能力拡大のため購入した疫病予防抑止用設備の増値税未控除税額を全額還付する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省税務庁)
第4条	予防抑止重点物資の運輸、公共交通、生活サービス、郵政宅急便に係る収入について、増値税を免除する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省税務庁)
第5条	新型肺炎の影響で、生産停止や通常生産経営活動に大きく影響された企業は、不動産税、城鎮土地使用税の減免申請が可能。(皖政弁明電〔2020〕6号、省税務庁)
第6条	新型肺炎の影響で、期限内に税金納入ができない中小零細企業は最長3か月の納税延長申請が可能。(皖政弁明電〔2020〕6号、省税務庁)
第7条	疫病予防抑止重点企業に再貸付プライムレートを提供する上で、中央財政が再貸付レートの50%の利子を企業に一年間つける(皖財金〔2020〕83号、省財務庁)
第8条	疫病予防抑止関連設備を生産する指定企業に就職補助金を提供する。(皖財企〔2020〕88号、省財務庁)
第9条	登録又は生産資格を取得したイノベーション技術・製品に対し、最大研究開発費用の50%を補助する。新型肺炎予防用産業化設備を導入したプロジェクトに最大3000万円の補助をつける。(皖発改産業〔2020〕68号、省発展改革委員会)
第10条	2020年3月31日までに、寄付した疫病予防抑止用輸入物資の輸入関税と輸入関連増値税・消費税を免除する。衛生健康部門が輸入した予防抑止物資の関税を免除する。(合関弁発〔2020〕25号、合肥税関)
第11条	「産業構造調整指導目録」に合致する投資プロジェクトについて、投資総額に収めた自社用設備及び関連技術、部品等の関税を免除する。(合関弁発〔2020〕25号、合肥税関)
第12条	2020年1月中旬に輸入税まとめ申告書を提出した場合、2月24日までに納税可能。輸入税申告書を提出した場合、操業再開から15日以内に納税可能。(合関弁発〔2020〕25号、合肥税関)
第13条	旅行社、星級ホテル、観光スポット等の企業を対象に、省级文化観光資金から一部補助金を提供する。(皖文旅旅〔2020〕23号、省文化観光庁)
第14条	旅行社、星級ホテル、A級観光スポットなどの申請項目を優先に資金補助と貸付優遇を提供する。(皖文旅旅〔2020〕23号、省文化観光庁)
第15条	文化観光専用資金を活用して、文化観光関連企業の操業再開を支援し、全省の文化観光市場の安定化を図る。(皖文旅旅〔2020〕23号、省文化観光庁)
第16条	条件に合う文化観光項目の奨励金申請を指導する。(皖文旅旅〔2020〕23号、省文化観光庁)
第17条	農業関連企業の多ルート販売方式を奨励し、ECプラットフォームにて行ったプロモーション費用や宅急便費用等の補助金をつける。(皖政弁明電〔2020〕7号、省農業農村庁、省商務庁、省供給販売社、省財務庁)
第18条	年間屠殺能力5000トン以上の家禽・家畜屠殺企業の電力費用を適宜補助し、省级農業産業化資金からも補助をつける。(皖政弁明電〔2020〕7号、各市人民政府、省農業農村庁)
第19条	生豚生産を加速し、養殖場の金利付貸付補助範囲が年間出荷量5000頭以上から500頭以上に調整した。(皖政弁明電〔2020〕7号、省財務庁、省経済情報化庁、省農業農村庁)
第20条	疫病予防抑止重点保障物資の生産企業が生産能力拡大のため、新たに購入した関連設備に対し、当期コスト費用に入れて企業所得税の税前控除を認める。疫病予防抑止期間中の増値税増量未控除税額を全額還付する。(皖政弁明電〔2020〕7号、省税務庁、省発展改革委員会)
第21条	疫病の影響で期限内に納税できない農業関連企業は最長3か月の延長申請が可能、疫病予防抑止に関連する民生保障生産企業の延期納税申請を優先に審査する。(皖政弁明電〔2020〕7号、省税務庁)
第22条	家禽肉類の臨時ストック手当、生きている家禽の養殖手当等政策措置を実施、家禽処理加工企業に積極的に市場価格並みあるいは上回る価格で生きた家禽を購入することを推奨、「規模養殖、集中処理加工、冷蔵運輸、チルド販売」。(皖弁明電〔2020〕13号)
第23条	企業が省レベル確定展示会に参加する予定で、疫病の感染拡大影響により、海外の専門分野展示会に参加できなくなり、支給されたブース代がキャンセル不可の場合は全額補助。(皖弁明電〔2020〕13号)
第24条	企業専用項目財政のネット申請につき、ケースバイケース、プロセス簡易化、明確な政策基準があり、具体的な企業項目への実施を徹底、原則として4月末までに資金配賦を完了。財政資金の支給周期が長い場合、完成段階によって分割払いすること。(皖弁明電〔2020〕13号)
第25条	増値税一般納税人が自社製品である微生物、微生物代謝産物、動物毒素、人間あるいは動物の血液あるいは生物組織によって製造された生物製品は簡易方法に従って、3%の増値税で納税すること。(財税〔2009〕9号第二条第三款)
第26条	増値税一般納税人に属する薬品経営企業は生物製品を販売する場合、簡易方法に従って、3%の増値税で納税すること。(国家政務総局公告2012年第20号第一条)

第27条	薬品生産企業の自社イノベーション薬品の売り上げは購買側より得た全額およびその他費用であり、患者へ同イノベーション薬品を無料提供する分は増値税販売範疇に属しない。(財税〔2015〕4号)
第28条	国家指令による無償提供の鉄道運輸サービス、航空運輸サービスは財税2016年36号附件第十四条規定に準じ、公益事業サービスであるため、販売サービスと判断しない、増値税を徴収しない。(財税〔2016〕36号附件二第一条第二款)
第29条	増値税一般納税人はがん治療医薬品を生産販売、卸販売及び小売り販売する際に、簡易方法に従って、3%の増値税で納税すること。輸入がん治療医薬品に対して、減按3%で輸入時増値税を徴収すること。(財税〔2018〕47号)
第30条	増値税一般納税人は難病治療医薬品を生産販売、卸販売及び小売り販売する際に簡易方法に従って、3%の増値税で納税すること。輸入難病治療医薬品に対して、減按3%で輸入時増値税を徴収すること。(財税〔2019〕24号)
第31条	血液ステーションは医療機構へ臨床用血液の提供に関して、増値税の徴収はしない。(財税字〔1999〕264号第二条、第三条)
第32条	血液ステーション用不動産と土地に関して、不動産税と城鎮土地使用税を徴収しない。(財税字〔1999〕264号)
第33条	非営利医療機構用不動産、土地に関して、不動産税と城鎮土地使用税を徴収しない。営利医療機構用不動産、土地に関して、不動産税と城鎮土地使用税を徴収しない。3年免稅期間完了後徴税を行う。CDC (Centers for Disease Control and Prevention) と婦人幼児保健機構などの衛生機構用不動産、土地に関して、不動産税と城鎮土地使用税を徴収しない。(財税〔2000〕42号)
第34条	衛生防疫ステーションが調達した生物製品と医療機器に関して、簡易方法に従って、3%の増値税で納税すること。(国税発〔2009〕10号第二条)
第35条	医療機構が提供した医療サービスに関して、増値税を徴収しない。(財税〔2016〕36号附件三第一条第七款)
第36条	第三者医療機関の提供した受託医療サービスに関して、増値税を徴収しない。(財税〔2019〕20号第二条)
第37条	医療機構の占用した農地に関して、農地専用税を徴収しない。(《耕地占用税法》第七条)
第38条	軍隊、武装警察部隊専用車船、警察用車船、応急救援専用カーナンバーの国家総合性消防救護車両と国家総合性消防救護専用船舶に関して、車船税を徴収しない。(《車船税法》第三条)
第39条	企業事業単位とその他の生産経営者は国家と地方環境保護標準に適した施設、場所に医療廃物を保存あるいは処置する場合、環境保護税を徴収しない。(《環境保護税法》第四条第二項)
第40条	国家重点支持ハイテクノロジーイノベーション企業に対して、減按15%で企業所得税を徴収すること。(《中華人民共和國企業所得税法》第二十八条)
第41条	企業が研究開発活動において実際発生した研究開発費用につき、無形財産未形成の場合、当期損益に計上し、規定上取り除く上、2018年1月1日から2020年12月31日までの期間において、実際発生額の75%は税抜き金額に計上してから取り除く。無形財産形成した場合、前述の期間において、無形資産コストの175%で税抜き計算すること。(財税〔2018〕99号第一条)
第42条	納税年度内に、企業の技術譲渡所得が500万元を超えてない部分は、企業所得税を免除する。500万元を超える部分は、企業所得税を半減して徴収する。(《中華人民共和國企業所得税法实施条例》第90条)
第43条	野菜の卸売り、小売に従事する納税者が販売する野菜に対して増値税を免除する。(財税〔2011〕137号)
第44条	農産物の卸売り、小売に従事する納税者が販売する一部の生肉、卵に対して増値税を免除する。(財政税〔2012〕75号)
第45条	公共交通車船はしばらく車税を免除する。(《安徽省車船税実施办法》第五条)
第46条	商品備蓄管理会社とその直属倉庫に対して商品備蓄業務を負担する不動産、土地に対して、不動産税、都市土地使用税を免除する。(財政部稅務總局公告2019年第77号)
第47条	鉄道路線、道路路線、空港滑走路、駐機場、港、航路、水利工事で占用した耕地は1平方メートルあたり2元まで減少して耕地占用税を徴収する。(《耕地占用税法》第七条)
第48条	外国政府と国際組織の無償援助プロジェクトが国内で購入した貨物は増値税を免除する。(財政税〔2002〕2号)
第49条	外国政府、国際組織が無償で援助する輸入物資と設備は増値税を免除する。(《中華人民共和國増値税暫定条例》第15条第5項)
第50条	企業又は個人の商工業者がその他の企業又は個人に無償で提供する公益事業又は社会公衆を対象とするサービスは、販売サービスと見なさず、増値税を徴収しない。(財税〔2016〕36号別添第14条第1項)
第51条	51) 企業又は個人がその他の企業又は個人に無償で譲渡する公益事業又は社会公衆を対象とする無形資産又は不動産は、無形資産又は不動産の販売と見なさず、増値税を徴収しない。(財税〔2016〕36号別添第14条第2項)
第52条	企業は公益性社会組織又は県級(県級を含む)以上の人民政府及びその構成部門、直屬機關を通じて、慈善活動、公益事業の寄付支出は、年度利益総額の12%以内の部分について、課税所得額を計算する時に控除することが許される。年度利益総額の12%を超えた部分は、繰越後3年以内に課税所得額を計算した場合に控除することが許される。(財政税〔2018〕15号)
第53条	個人は中華人民共和國国内の公益性社会組織、県級以上の人民政府及びその部門等の国家機關を通じて、教育、貧困扶助、救済などの公益慈善事業への寄付は、公益寄付支出に属し、個人所得税法の関連規定に基づき課税所得額を計算する時に控除することができる。(財政税公告2019年第99号)
第54条	海外の寄付者に対して無償で被贈者に寄付する新型コロナウイルスの疫病状況を防ぐための輸入物資は、輸入関税と輸入環節の増値税消費税を免除する。(財政部稅關總署國家稅務總局公告2020年第6号)
第55条	増値税の小規模納税者の月売上高は10万元以下(四半期売上高は30万元以下、本数を含む)で増値税を免除する。(財政税〔2019〕13号第一条)
第56条	小型の微利企業の年間課税所得額が100万元を超えない部分については、25%を減税して課税所得額に計上し、20%の税率で企業所得税を納付する。年間課税所得額が100万元を超えても300万元を超えない部分については、50%を減税して課税所得額に計上し、20%の税率で企業所得税を納付する。(財政税〔2019〕13号第二条)

第57条	2019年1月1日から2021年12月31日まで、増値税小規模納税者は50%を減税して資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、耕地占用税と教育費付加、地方教育付加を徴収する。（「安徽省财政厅国家稅務總局安徽省稅務局」によると、同省の小規模納税者の50%による地方稅徴収及び追加の通知」財政稅法〔2019〕119号）
第58条	2019年1月1日から2021年12月31日まで、安徽省内のトラック、トレーラー、専用作業車、車輪専用機械車、オートバイ、1.0リットル（含む）以下の乗用車の車両、船舶稅の年稅額標準はそれぞれ16元/トン、8元/トン、16元/トン、16元/トン、36元/台、60元/台に下がる。（「安徽省财政厅国家稅務總局安徽省稅務局の車両稅の年間稅額基準の調整に関する通知」財政稅法〔2019〕121号）
第59条	企業が不可抗力自然災害または他の突發事件に遭遇して、重大な直接經濟損失を被った場合、徴収管理ルートに従って稅務機關に減免または保障金徴収の延期を申請することができる。（「安徽省财政厅安徽省地方稅務局安徽省障害者連合会」転送財政部国家稅務總局中国障害者連合会は、「障害者就業保障金徴収使用管理弁法」の印刷配布に関する通知」（財綜〔2015〕2033号）第7条）
第60条	条件に合致する増値税一般納税人は主管稅務機關に対して、増値税の還付を申請し、増値稅額を控除することができる。（財政部稅務總局稅關總署公告〔2019〕第39号第8条と財政部稅務總局公告2019年第84号）
第61条	納税者が課稅品を採掘または生産する過程において、自然災害などの原因で重大な損失を受けた場合、省管轄市人民政府が審査し、情状を考慮して減税または免税を決定する。（皖政〔2003〕37号）

（出所）関連報道を基にジェトロが整理

Copyright © 2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政策の名称 (日本語)	安徽省、新型コロナウイルス対策に対応し、秩序ある生産操業再開と実体経済発展を支持する政策リスト
政策の名称 (中国語)	安徽省应对疫情有序推动企业复工复产支持实体经济发展政策清单
政策原文 (中国語)	<a href="https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_6152980">https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_6152980</a>

表 安徽省「新型コロナウイルス対策に対応し、秩序ある生産操業再開と実体経済発展を支持する政策リスト」のうち、コストダウン支援策25条の内容

第1条	中小企業の電気、ガス、物流などのコストを下げ、工業用電気価格は国家政策によって適時に調整され、工業用水価格、天然ガス価格はいずれも10%引き下げられ、期間は3ヶ月(2020年2月、3月、4月)となる。(皖政弁明電〔2020〕6号、省発展改革委員会、省経済と情報化庁が牽引し、省住宅都市農村建設庁、省交通運輸庁、省電力会社が協力する)
第2条	国有企業の経営用不動産又は財産権は行政事業不動産を賃貸する中小企業(個人商工業者を含む)に対して、3ヶ月(2020年2月、3月、4月)の家賃を免除する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省発展改革委員会、省経済と情報化庁、省財政庁、省国资委)
第3条	疫病の発生期間中に中小企業の賃貸料を減免する創業基地、創業園、科学技術企業孵化器などに対して、優先的に政策サポートを行う。(皖政弁明電〔2020〕6号、省発展改革委員会、省科学技術庁、省経済と情報化庁、省財政庁、省商務庁)
第4条	疫病の際、賃貸住宅を引き受けている中小企業の賃貸料を減免する企業に対して、各地に一定の資金援助を奨励する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省発展改革委員会、省科学技術庁、省経済と情報化庁、省財政庁、等部門、各市人民政府)
第5条	小規模企業の生産経営に必要な電気、ガス、水道などは、確かに流動資金が緊迫している、費用を納めるのが困難な企業のため、「未払しても供給止まず、滞納金がかからない」措置を実行する。疫病が抑えられた後3ヶ月以内に、企業から徴収猶予の諸費用を追納する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省発展改革委員会、省経済と情報化庁が牽引し、省住宅都市農村建設庁、省交通運輸庁、省電力会社が協力する)
第6条	規定によって、平価店に補助金を提供し、農業産品の平価直売場を設立する大型スーパー、コミュニティチェーン店に対して、しばらく電気代の時間帯別時価を実施しない。(皖发改価費函〔2020〕47号、省発展改革委員会)
第7条	疫病防止期間において、しばらく正常に再稼働できない企業に対して、電気料金の計算方法を寛大にして、周期と減容(一時停止)期限を変更する。電気ユーザーは即日、減容、一時停止、減容回復、一時停止回復を申請できる。変更を申請したユーザーは、「基本電気料金の計算方式が選定されてから3ヶ月以内は変わらない」「一時停止は15日間を下回ってはならない」などの条件で制限されない。疫病発生以来の休業、生産停止の企業については、減免期間を今年2月1日にさかのぼることができる。(皖发改価格函〔2020〕63号、省発展改革委員会)
第8条	疫病予防・制御の需要を満たして生産能力を拡大する企業に対して、契約の最大需要量方式によって容量(必要)電気料金を納付することを選択した場合、契約の約定した最大需要量105%を超えた部分は実際に徴収し、基本電気料金を2倍にしない。(皖发改価格函〔2020〕63号、省発展改革委員会)
第9条	疫病防止のための新設、拡充医療などの場所に対しては高信頼性給電料を免除する。(皖发改価格函〔2020〕63号、省発展改革委員会)
第10条	疫病状況予防・制御応急応答期間内に、国の基準に従って医療用マスク、医用外科マスク、医用防護マスク、医療用防護服、医療用隔離(防護)眼帯などの医療機器に関わる新製品を生産し、省薬品监督管理局に初回登録、変更登録、継続登録を申請した場合、その登録料はすべて無料。(皖发改価格函〔2020〕63号、省発展改革委員会)
第11条	政府が組織し、合法的な手続きを持っている労働者を輸送するチャーター車は、疫病予防・制御緊急輸送のグリーン通路政策の範囲に組み入れ、高速道路通行料を無料にする。(「省新型コロナウイルス感染肺炎予防対策応急指揮部事務室」では、疫病防止期間中の農民工のチャーター便輸送に関する緊急通知を真剣に行うことについて、省交通運輸庁)
第12条	疫病状況予防・コントロールの間、省市場监督管理局に所属する計量検定機構、製品品質検査機関、特殊設備検査測定機構は省内再生産企業の計量器具に対する検定校正費用、製品品質検査項目の徴収、特殊設備の検査項目の費用は50%減少する。業務に必要な国内外標準情報コンサルティングサービス、標準時効性確認と標準翻訳費用は無料にする。(皖市監発〔2020〕10号、省市場监督管理局)
第13条	省食品薬品検査研究院は省内企業の登録検査費、緊急検査費を免除する。(皖市監発〔2020〕10号、省市場监督管理局)
第14条	社会第三者検査認証機構は、自身の実際と企業の需要に応じて、状況に応じて、料金を減免することを奨励する。各農業貿易市場の所有者が疫病状況防止コントロールの期間中に、場内の経営者のブース料を無料または減収することを奨励する。(皖市監発〔2020〕10号、省市場监督管理局)
第15条	特許費用の減納政策を実施し、条件に合致する企業が特許料の減納の申請をサポートし、カバーできる減納企業の範囲を拡大する。(皖市監発〔2020〕10号、省市場监督管理局)
第16条	省品質検査院は疫病の予防・制御期間に、省内の生産企業に疫病保護物資の検査・測定費用はすべて免除する。すべての再生産企業の非疫病防護物資の検査費は、料金基準の50%で徴収し、特に困難な中小企業に対して、検査費用を徴収することについては、「一事一議」とする。(皖市監發狀〔2020〕57号、省市場监督管理局)
第17条	疫病の影響で生産経営が困難になった企業が規定に従って住宅積立金の納付・預入れ比率の引き下げを申請し、住宅積立金の保留を支持する。(建設金書〔2020〕114号、省住宅都市農村建設庁)
第18条	疫病に対する予防・制御物資の生産企業は、流動資金が不足し、支払い困難である場合、疫病予防・制御期間中に未払いしても停電しない措置を実施する。(皖電弁〔2020〕46号、国网安徽省電力有限公司)

第19条	旅行サービスの品質保証金の一時解約を実施し、現在納付額の80%を暫定的に返還する。裁判所に凍結された保証金は今回の範囲内にはない。返還は2020年3月5日までに完了する。（皖文旅発〔2020〕23号、省文化と観光庁）
第20条	疫病状況の予防・制御期間における輸入貨物に対するヒステリシスは、安徽省が公布された復工日までに延期される。免税手続きの再発行に関連して、免税証明書の正式発行日から14日間以内に申告した場合、滞納金は免除する。（合関は〔2020〕25日、合肥税関を発行する）
第21条	農村に建設された保鮮倉庫施設用電気に対して農業生産用電気価格を実施する。（皖政弁明電〔2020〕7号、各市人民政府、省農業農村庁、省エネルギー局、省電力公司）
第22条	農業関連企業の水道価格、天然ガスの価格はいずれも10%値下げし、期限は3ヶ月とする。（皖政弁明電〔2020〕7号、省発展改革委員会）
第23条	2月から6月まで中小微企業の養老、失業、労災保険の納付は免除する。6月末までに、企業は住宅積立金の支払いを猶予することが申請できる。この間、社員に疫病の影響で正常に返済できなかった積立金ローンは延滞処理しない。（皖政弁明電〔2020〕7号、省人的資源社会保障庁、省財政庁、省住宅都市農村建設庁、人民銀行合肥中心支店）
第24条	農業企業に対して、農産物の品質安全検査を無料で提供する。（皖政弁明電〔2020〕7号、省農業農村庁、省市場監督管理局）
第25条	電話通信運営企業、クラウドプラットフォーム企業が疫病の影響が大きい中小企業のために無料でクラウド勤務サービスを提供することを奨励する。（皖政弁明電〔2020〕13号）

（出所） 関連報道を基にジェットロが整理

Copyright © 2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政策の名称 (日本語)	安徽省、新型コロナウイルス対策に対応し、秩序ある生産操業再開と実体経済発展を支持する政策リスト
政策の名称 (中国語)	安徽省应对疫情有序推动企业复工复产支持实体经济发展政策清单
政策原文 (中国語)	<a href="https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_6152980">https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_6152980</a>

表 安徽省「新型コロナウイルス対策に対応し、秩序ある生産操業再開と実体経済発展を支持する政策リスト」のうち、職場を安定させる創業支援策42条の内容

第1条	失業保険料払い戻し解雇率を前年度全国失業率調査目標の5.5%まで緩和する。保険加入の従業員数が30人及び未満の中小零細企業に対して従業員全体の20%まで緩和する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁、各市、県人民政府)
第2条	省疫病予防コントロール応急総合指揮部の要求に応じ、早めに操業再開、重点防護物資生産企業リストに入っている企業に対して、各市、県においては、就業補助金から一人当たり毎日200元の手当標準に基づいて一回性就職手当を支給する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁、各市、県人民政府)
第3条	疫病予防期間中に、新たに従業員を増やした中小零細企業に対して、12か月以上の新規労働契約を締結した従業員数に基づき、毎月一人あたり1000元の一限りの補助金を支給する。うち、湖北省に戻れない人を雇用する場合、または、6か月以上の失業登記をした企業に対して、一人あたり2,000元の一限りの補助金を支給する。1社につき最高4万円まで超えないものとする。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁を始め、省財政庁が協力)
第4条	疫病予防コントロール一く期間中に、通常通りに生産している企業、積極的に安定措置を行っている製造業企業、戦略的新興産業企業に対して、就業補助金から一回限りの手当を支給する。最高50万円を超えないものとする。また、失業保険職場安定のための選付政策と重複享受することができない。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁、各市、県人民政府を始め、省財政庁が協力)
第5条	中小零細企業向けに人材紹介サービスを提供する人力資源服務機構に対して、購入サービス方式を通じ、就業創業サービスの補助を支給する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁を始め、省財政庁が協力)
第6条	2019年度末失業保険基金の納付予備期限は24か月以上の市において、外部環境及び疫病の影響で一時生産経営が困難に陥ったものの、操業を再開する可能性があり、また、リストラ及び少人数のリストラを行う企業を重点企業(困難企業)の範囲に入れ、当該地域の月平均失業保険料と保険加入人数の6か月分及び企業または従業員が納付する社会保険料の6か月分の50%の標準によって、失業保険の職場安定のための選付政策を着実に実施する。具体的な標準については、条件に合う各市政府が判断する。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁、各市人民政府を始め、省財政庁が協力)
第7条	疫病の影響で、一時的に生産困難に陥った社会保険料を全額で支払えない中小零細企業の場合、社会保険徴収機構と協議を締結した後、養老保険、失業保険、労災保険料の納付を延長することができる。期限は1年を超えないものとする。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁)
第8条	疫病の影響で、従業員基本医療保険等の社会保険の加入登記、納付等の作業が間に合わない場合、疫病が終わった後3か月以内に手続きすることができる。延長期間中の滞納金を徴収しない。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁、省医保局)
第9条	疫病の影響で生産困難に陥った卸小売り、飲食・宿泊事業、物流運輸、旅行系等の企業が規定によって、住宅積立金の納付を延長することができる。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁、省住宅城鄕建設庁)
第10条	個人創業担保ローンを借りた人が新型コロナウイルス肺炎に感染された場合、銀行に還付期限の延長続きを申請することができる。延長期限は原則として1年を超えないものとする。財政部門が利子補助をサポートする。(皖政弁明電〔2020〕6号、省人力資源社会保障庁を始め、省地方金融監督局、省財政庁が協力)
第11条	帰省して事業を行う企業、零細企業、就業援助を行っているワークスペースが優先的に労災保険を参加することができる。(皖人社明電〔2020〕26号、省人力資源と社会保障庁、省教育庁、省財政庁、省交通運輸庁、省衛生健康委)
第12条	就職意欲がある出かけられない農村の働き者向けに近くで仕事できる職場を開発する。創業願望を持っている人も当該地域の創業支援策を享受できる。また、一回限りの創業手当を支給する。困難に陥った場合、規定によって公益性の職場を与える。(皖人社明電〔2020〕26号、省人力資源と社会保障庁、省教育庁、省財政庁、省交通運輸庁、省衛生健康委)
第13条	疫病影響のため、企業が職場に戻れない従業員と労働契約を解除してはいけない。また、労務派遣雇用に戻してはいけない。(皖人社明電〔2020〕26号、省人力資源と社会保障庁、省教育庁、省財政庁、省交通運輸庁、省衛生健康委)
第14条	重点企業が雇用安定のため企業間で従業員数を調整する場合、就業補助金から調整した従業員数によって適切に手当を支給する。(皖人社明電〔2020〕26号、省人力資源と社会保障庁、省教育庁、省財政庁、省交通運輸庁、省衛生健康委)
第15条	疫病の影響を受けている企業が安全を確保したうえ、業務が一時停止及び回復期間中に従業員向けに職業育成訓練を行う場合、規定によって、補助類の育成訓練の範囲に入れることができる。新入社員の技能育成訓練の手当標準を一人当たり1,000元以下までに引き上げる。教育対象の範囲は労働契約を締結したまたは労働事実関係を持っている入社12か月未満のすべての従業員まで拡大する。転職育成訓練を実施主体を重点企業(困難企業)からすべての企業まで変更し、手当標準が変わらない。(皖人社明電〔2020〕26号、省人力資源と社会保障庁、省教育庁、省財政庁、省交通運輸庁、省衛生健康委)
第16条	この2年間人力社会部門がサポートしている各創業プラットフォームが入居している各創業主体の賃料を減免すべき(2020年2月分免除、3月、4月半分減免)、うち、創業プラットフォームは国有企業性の不動産或は行政事業性機構の不動産の場合、賃料を3か月分を免除する(2020年2月、3月、4月)。(皖人社明電〔2020〕26号、省人力資源と社会保障庁、省教育庁、省財政庁、省交通運輸庁、省衛生健康委)



第17条	新型コロナウイルスに感染された肺炎患者、疑い患者、濃厚接触者が隔離治療期間或いは医学観察期間、または、政府指示のため通常通りに働けない従業員に対して企業がこの期間の報酬を支給すべき、労働契約法第四十条、四十一条に基づいて従業員と労働契約を解除してはいけない。労働契約期間を従業員の医療期間、医学観察期間、隔離期間満了まで或いは政府による緊急措置が終わるまで延長する。(皖人社明電〔2020〕15号、省人力资源社会保障庁)
第18条	企業が疫病の影響で経営困難の場合、従業員との協議を通じて報酬、シフトを調整し、また、勤務時間の短縮等の方法で職場を安定させる。なるべくリストラをしない。要件にあう企業は、規定によって職場の安定手当を享受できる。(皖人社明電〔2020〕15号、省人力资源社会保障庁)
第19条	企業が操業一時停止中に、通常通りに働いている従業員に当該地域の最低賃金を下回る給料を支給してはいけない。通常通りに働いていない従業員には生活費を支給する。生活費の標準は各省、各自治区、直轄市の規定によって執行する。(皖人社明電〔2020〕15号、省人力资源社会保障庁)
第20条	業務責任を履行するために新型コロナウイルス肺炎に感染された医療関係者、或いは新型コロナウイルス肺炎予防コントロール業務を執行している期間中に労災条件にあう従業員に対して、労災認定をする際に、グリーンチャンネルを開設し、手続きを簡素化する。(皖人社明電〔2020〕23号、省人力资源社会保障庁)
第21条	新型コロナウイルス肺炎予防コントロール等のため労災認定申請の期限が過ぎた場合、その分の時間を労災認定申請期限に計算しない。(皖人社明電〔2020〕23号、省人力资源社会保障庁)
第22条	労災保険の納付利便性通路を開設し、関連医療機構及び業務責任を履行するために新型コロナウイルスに感染された医療関係者に対して、高品質なサービスを提供する。新型コロナウイルス肺炎予防コントロールのために治療を提供している医療機構の場合、労災保険協議機構の管理に制限されない。新型コロナウイルス肺炎予防コントロールのため、労災として認められる人が転院する必要がある場合、転院記録登記に制限されず、労災保険基金からタイムリーに精算支給すべきである。(皖人社明電〔2020〕23号、省人力资源社会保障庁)

第23条	仕事履行する際に新型コロナウイルス肺炎を感染した労働災害職員に対して、治療プロセスにおいて、使用された国家衛生健康委「新型コロナウイルス感染肺炎診療プラン」(最新版)に含まれた医薬品、診療項目およびそれにより発生した関連入院サービス施設費用は臨時労働災害保険基金支給範囲に導入される。(皖人社明電[2020]23号、省人力資源社会保障庁)
第24条	業界協会と検査検測認証機構などを通して、生産操業再開企業に対し、オンライン技術トレーニングを無料提供し、防疫物資の購買調達を行い、企業間の相互運動を取り組む。(皖市監発[2020]10号、省市場監管局)
第25条	一時期経営困難、人員削減を絶対しないあるいはできる限り少数人員削減する保険参入文化と旅行業企業に対して、6カ月分の当地月平均失業保険金と保険参入職員数あるいは6カ月の企業及び職員負担社会保険費50%の基準申請を指導し、失業保険の職場安穩返還政策を実施する。(皖分旅発[2020]23号、省文化と観光庁、省人力資源社会保障庁)
第26条	疫病状況の影響により経営困難、一時期社会保険金を全額支払い能力のない文化と旅行業企業に対して、社会保険徴収機構と支払い遅延協議を結び、養老保険、失業保険、労働災害保険金の支払い遅延を許可する。遅延期間は1年間以内、遅延期間完了後、企業は全額支払うこと。(皖分旅発[2020]23号、省文化と観光庁)
第27条	疫病状況の影響により、従業員の基本医療保険等社会保険参入登記、費用支払いなどの業務に遅れた企業に対して、疫病終息後3カ月以内に手続きを済ませば、遅延料金は発生しない。(皖分旅発[2020]23号、省文化と観光庁)
第28条	飼料、家畜家禽加工、農産品加工及び種、農薬、肥料など農業生産と農産品物流配送など生産経営企業を優先支援し、操業再開を進める。(皖政弁明電[2020]7号、各市人民政府)
第29条	脱貧困、困難克服を融合し、疫病状況の影響による当地出稼ぎ労働者と低収入労働者に対して、新型農業経営主体、農業企業と連携し、周辺地域就職を推薦し、従業員の雇用需要を満足し、生産安定を保障する。(皖政弁明電[2020]7号、省人力資源社会保障庁)
第30条	一時期外地へ出稼ぎすることの難しい農民工を誘導し、農村部水道電気線路などインフラ整備と住居環境改造に参入しながら、春季農業生産作業を保障すること。(皖人社明電[2020]33号、省人力資源社会保障庁)
第31条	市内企業間の従業員調達プラットフォームを構築し、経営上にローシーズン、人手需要に波がある企業間に余裕従業員の「部門転換共有」を展開し、飲食業、旅行業、ホテルなど操業再開未定企業の労働者を防疫急用物資生産企業、注文数の多い対外貿易製造企業へ調達誘導する。(皖人社明電[2020]33号、省人力資源社会保障庁)
第32条	低リスク地域の農民工に関しては、所在輸出地、輸入地において体温測定は異常なしの場合、直接仕事再開できる。中リスク地域の農民工に関しては、輸出地衛生健康等部門指定の医療衛生機構(郷鎮衛生院、村衛生室を含め、以下同様)より「健康状況随訪記録表」あるいは「健康コード」を提示し、所在輸出地、輸入地において体温測定は異常なしの場合、直接仕事再開できる。ハイリスク地域の農民工に関しては、輸出地衛生健康等部門指定の医療衛生機構(郷鎮衛生院、村衛生室を含め、以下同様)より「健康状況随訪記録表」あるいは「健康コード」を提示し、輸入地の防疫政策に従い、防疫措置を行ってから、仕事再開できる。(皖人社明電[2020]33号、省人力資源社会保障庁)
第33条	市級人力資源社会保障部門は操業再開企業の帰途農民工リストに基づいて、同都市、人数の多い地域につき、「点对点、ワンステーション式」貸切バス運輸プランを設立し、農民工の「出家門進車門、下車門進場門(家の玄関からバスの入り口へ、下車してから工場の入り口へ)」安全直送を確保できる。(皖人社明電[2020]33号、省人力資源社会保障庁)
第34条	上海、江蘇、浙江の企業操業再開計画と人材募集情報発信を集中的に行い、農民工の省間貸切バス運輸業務を実施、農民工の安全、秩序あり、迅速に仕事再開できることを支援する。(皖人社明電[2020]33号、省人力資源社会保障庁)
第35条	安全秩序あり、操業再開。低リスク地域の全面的操業再開、不合理な制限を取り消し、企業の操業再開に条件制限することを禁じ、審査、登記などの形式で操業再開を遅延することを禁じる。中リスク地域は防疫状況に従って、合理的に操業再開を展開、従業員の秩序ある仕事再開を取り組み、防疫業務と企業操業再開を同時に進行する。ハイリスク地域に関しては、防疫業務を保障しながら、公共事業の運営、民衆の生産需要及びその他重要国家計画民生企業の通常運営を維持し、他の企業にフレックスプランで従業員の仕事を分配するように指導し、疫病状況を正確判断し、疫病状況の有効コントロールできたことを確保できるうえ、段階的秩序ありながら、操業再開の範囲を拡大していく。(皖弁明電[2020]13号)
第36条	県郷村農林物資経営業者の全面的営業再開を推進し、農産物貿易につき「点对点」の運輸グリーン通路を開設する。(皖弁明電[2020]13号)
第37条	微小企業は高校卒業生、自主就職者、登録貧困労働者と6カ月以上の労働契約を結び、規定に従って社会保険料を支給する場合、微小企業に対して、社会保険手当として就職補助資金を配賦すること。(皖弁明電[2020]13号)
第38条	就職困難人員を雇用する各種企業に対して、条件一致する場合、社会保険手当とポジション手当として企業に就職補助資金を配賦すること。(皖弁明電[2020]13号)
第39条	疫病の影響により、就職困難人員を就職援助範囲に収め、失業保険待遇を指定時間通りに全額支給することを確保する。(皖弁明電[2020]13号)
第40条	公益性仕事政策期満後就職安定できない人員に対して、政策対象期間を1年延期し、実施期間は2020年末まで。(皖弁明電[2020]13号)
第41条	防疫期間中、失業保険参入及び失業保険費一年満、疫病状況の影響により失業企業従業員には失業保険待遇の受取条件に満足しない場合、最大3カ月の失業補助金を支給し、補助基準は最高1000元/月、失業保険金と同時適用せず、詳細規程は各市自行設定する。(皖弁明電[2020]13号)
第42条	失業保険金の受取期間終了後、就職できず、定年退職年齢まで1年未満人員に対して、法定定年退職年齢までに失業保険金を支給する。(皖弁明電[2020]13号)

(出所) 関連報道を基にジェットロが整理

政策の名称 (日本語)	安徽省医療保障局、安徽省財政庁、安徽省人力資源社会保障庁、安徽省税務局による職員基本医療保険料の段階性徴収減免に関する実施方案
政策の名称 (中国語)	安徽省医疗保障局安徽省财政厅安徽省人力资源和社会保障厅国家税务总局安徽省税务局关于阶段性减征职工基本医疗保险费的实施方案
政策原文 (中国語)	<a href="http://anhui.chinatax.gov.cn/art/2020/3/5/art_13773_31038.html">http://anhui.chinatax.gov.cn/art/2020/3/5/art_13773_31038.html</a>

表 安徽省「職員基本医療保険料の段階性徴収減免に関する実施方案」に関する主な内容

	<p>2020年2月から、各市人民政府における企業が負担する従業員医療保険の部分に対して、徴収減免を実施する。減免期限は5ヵ月を超えないものとする。</p> <p>「方案」の概要は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 徴収減免の対象及び期限を明確にする。</li> <li>2) 追納及び延納を実施する。</li> <li>3) 手続きサービス及び基金管理を強化する。</li> <li>4) 各保障措置を徹底する。</li> </ol>
--	--

(出所) 安徽省税務局の発表内容を基にジェトロが整理

Copyright © 2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政策の名称 (日本語)	安徽省委弁公庁、省政府弁公庁「中小微企業の病疫の影響を克服し、操業再開の加速を支持する若干の意見」
政策の名称 (中国語)	省委办公厅、省政府办公厅印发《关于助力中小微企业克服疫情影响加快复工复产的若干意见》
政策原文 (中国語)	<a href="http://www.gov.cn/xinwen/2020-03/17/content_5492197.htm">http://www.gov.cn/xinwen/2020-03/17/content_5492197.htm</a>

表 安徽省「中小微企業の病疫の影響を克服し、操業再開の加速を支持する若干の意見」に関する主な内容

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 操業再開及び従業員復帰のスピードアップ、人事の安定性を保障、中小微企業の融資困難の緩和など7つの面において22条の措置を打ち出され、確実に秩序ある中小微企業の操業再開を推進しながら、上、中、下流産業チェーンのあらゆる大中小企業は全体で協力し合い、操業を再開し、経済社会の動態循環を加速化させることを目指す。</li> <li>● まず、中小微企業の操業再開をスピードアップさせる為に、企業の操業再開を妨げるあらゆる行為は禁止している。保険機構に、「中小微企業操業再開保険」を推進することを推奨し、保障範囲は疫病の影響による財産損失、営業損失及び消毒防疫費用などを含め、保険費用は安徽省財政と企業がそれぞれ一定の割合で負担する。</li> <li>● また、中小微企業の人事安定を保障するため、失業保険に加入している従業員が30人未満の小微企業に対して、人員削減率は失業保険参入総人数の20%以下と高めた。さらに、段階的に企業の社会保険料などを減免する。初回小微企業を創立し、6ヵ月以上通常運営できた帰省農民工に対して、3人以上の従業員を1年以上の労働契約で雇用する場合、一括で5000元の創業手当を支給する。貧困労働者を雇用する場合、一人当たり2000～3000元の手当を配付する。</li> <li>● なお、中小微企業の融資困難については、融資のコストをダウンし、防疫専用ローンなどの政策を実行し、銀行金融機構には疫病のダメージを大いに受けた小微企業に対するローン利息を平均規準より10%以上下回ることを推奨する。</li> </ul>
--	---

(出所) 安徽省の発表内容を基にジェトロが整理

Copyright © 2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載